

## 南島原市個人情報保護法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び南島原市個人情報保護法施行条例（令和5年南島原市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（様式第1号）によらなければならない。

(開示請求書)

第4条 法第77条第1項及び条例第4条の規定による開示請求は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）によらなければならない。

2 前項に規定する開示請求書を提出しようとする者は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地及び名称）及び連絡先を明らかにし、かつ、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第22条に規定する書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

3 政令第22条第3項に規定する委任状は、委任状（様式第3号）とする。ただし、特定個人情報に係る開示請求の場合にあつては、委任状（様式第4号）とする。

(開示請求に対する決定の通知)

第5条 法第82条第1項に規定する開示決定の通知の書面は、保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（様式第5号）によらなければならない。

2 法第82条第2項に規定する開示決定の通知の書面は、保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（様式第6号）によらなければならない。

(開示の実施方法の申出)

第6条 法第87条第3項の規定による開示の実施方法の申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第7号）によらなければならない。

(開示決定等の期限延長の通知)

第7条 条例第6条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の延

長について（通知）（様式第8号）によらなければならない。

（開示決定等の期限の特例適用の通知）

第8条 法第84条及び条例第7条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（様式第9号）によらなければならない。

（開示請求の事案の移送）

第9条 法第85条第1項本文の規定により、他の行政機関の長等に対し、開示請求の事案を移送するときの書面は、保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（様式第10号）によらなければならない。

2 法第85条第1項後段に規定する事案を移送した旨の通知の書面は、保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）（様式第11号）によらなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第10条 法第86条第1項に規定する第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（様式第12号）によらなければならない。

2 法第86条第2項に規定する第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知は、保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（様式第13号）によらなければならない。

3 法第86条第1項及び第2項の規定により、意見書を提出する機会を受けた第三者は、意見書を提出しようとするときは、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第14号）によらなければならない。

4 法第86条第3項の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）（様式第15号）によらなければならない。

（写しの作成等に要する費用）

第11条 条例第3条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、南島原市情報公開条例施行規則（平成18年南島原市規則第9号）別表の規定を準用する。

2 写しを送付で受ける者は、前項に規定する額のほか、当該送付に係る料金に相当する額を負担するものとする。

3 前2項の費用は、前納しなければならない。

（訂正請求書）

第12条 法第91条第1項の規定による訂正請求は、保有個人情報訂正請求書（様式第16号）によらなければならない。

2 前項に規定する訂正請求書を提出しようとする者は、政令第29条において準用する政令第22条に規定する書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

3 訂正請求における本人確認手続等について、政令第29条において準用する政令第22条第3項に規定する委任状は、委任状（様式第17号）とする。ただし、特定個人情報に係る訂正請求の場合にあつては、委任状（様式第18号）とする。

（訂正請求に対する決定の通知）

第13条 法第93条第1項の規定による訂正決定の通知は、保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（様式第19号）によらなければならない。

2 法第93条第2項の規定による訂正決定の通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（様式第20号）によらなければならない。

（訂正決定等の期限延長の通知）

第14条 条例第8条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）（様式第21号）によらなければならない。

（訂正決定等の期限の特例適用の通知）

第15条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（様式第22号）によらなければならない。

（訂正請求の事案の移送）

第16条 法第96条第1項本文の規定により、他の行政機関の長等に対し、開示請求の事案を移送するときの書面は、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（様式第23号）によらなければならない。

2 法第96条第1項後段に規定する事案を移送した旨の通知の書面は、保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）（様式第24号）によらなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第17条 法第97条に規定する訂正をした旨の通知の書面は、提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（様式第25号）によらなければならない。

（利用停止請求書）

第18条 法第99条第1項の規定による利用停止請求は、保有個人情報利用停止請求書（様式第26号）によらなければならない。

2 前項に規定する利用停止請求書を提出しようとする者は、政令第29条において準用する政令第22条に規定する書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

3 利用停止請求における本人確認手続等について、政令第29条において準用する政令第22条第3項に規定する委任状は、委任状（様式第27号）とする。ただし、特定個人情報に係る利用停止請求の場合にあっては、委任状（様式第28号）とする。

（利用停止請求に対する決定の通知）

第19条 法第101条第1項の規定による利用停止決定の通知は、保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（様式第29号）によらなければならない。

2 法第101条第2項の規定による利用停止決定の通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）（様式第30号）によらなければならない。

（利用停止決定等の期限延長の通知）

第20条 条例第9条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）（様式第31号）によらなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例適用の通知）

第21条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（様式第32号）によらなければならない。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（南島原市個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 南島原市個人情報保護条例施行規則（平成18年南島原市規則第11号）は、廃止する。

（南島原市個人情報保護審議会規則の廃止）

3 南島原市個人情報保護審議会規則（平成18年南島原市規則第13号）は、廃止する。

（経過措置）

4 この規則の施行の日の前日までに、南島原市個人情報保護条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなさ

れたものとみなす。

(南島原市個人情報保護審査会規則の一部改正)

- 5 南島原市個人情報保護審査会規則（平成18年南島原市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「南島原市個人情報保護条例（平成18年南島原市条例第11号）」を「南島原市個人情報保護法施行条例（令和5年南島原市条例第4号）」に改める。

様式第1号 (第3条関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	部(局)	課
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	

(注) 個人情報ファイル簿の種別の欄は、該当する口にレ点を記入すること。

様式第2号 (第4条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(あて先) 実施機関

住所  
請求者 <sup>氏名</sup> 氏名  
(法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名)  
電話

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項及び南島原市個人情報保護法施行条例(令和5年南島原市条例第4号)第4条の規定により、次のとおり請求します。

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--------------

2 求める開示の実施方法(本欄の記載は任意です。)

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他( ) <実施の希望日> 年 月 日 イ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。 ウ 写しの送付を希望する。
---

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (イ) 本人の <sup>氏名</sup> 氏名 _____ (ウ) 本人の住所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

様式第3号 (第4条関係)

# 委任状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

## 記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に對し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第4号（第4条関係）

# 委任状

（代理人）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

## 記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

（注）以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に對し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第5号 (第5条関係)

第 年 月 日  
号

様

実施機関

回

保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 82 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報 (全部開示 ・ 部分開示)

--

2 不開示とした部分とその理由

--

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〔実施機関名〕に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定により、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、南島原市を被告として (〔実施機関名〕が被告の代表者となります。)、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等 (裏面 (又は同封) の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間: 年 月 日から 年 月 日まで (土・日曜、祝祭日を除く。)

時間:

場所:

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 (見込額)

5 事務担当課 (本件連絡先)

部 (局) 課	(内線: )
(担当者名)	
電話番号:	
F A X:	

(説明事項)

1 開示の実施の方法等

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の 4 (1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の 4 (2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、「事務担当課（本件連絡先）」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の 14 日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「2不開示とした部分とその理由」の「(教示)」をお読みください。

3 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、お知らせした送付に要する費用を納付書により納付してください。

4 事務担当課（本件連絡先）について

開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお問合せください。

様式第6号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 圖

保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 82 条第 2 項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由	
事務担当課（本件連絡先）	部（局） 課 （担当者名） （内線： ） 電話番号： F A X：

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〔実施機関名〕に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、南島原市を被告として（〔実施機関名〕が被告の代表者となります。）、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第7号 (第6条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(あて先) 実施機関

住 所  
請求者 氏 名  
〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名〕  
電 話

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ③ ( )
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ③ ( )
	(3) その他	① 全部 ② 一部 ③ ( )

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

有 ・ 無

5 事務担当課（本件連絡先）

部（局）	課
（担当者名）	（内線： ）
電話番号：	
F A X：	

様式第8号 (第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

実施機関

回

保有個人情報開示決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、南島原市個人情報保護法施行条例 (令和5年南島原市条例第4号) 第6条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (開示決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
事務担当課 (本件連絡先)	部 (局) 課 (担当者名) (内線 : ) 電話番号 : F A X :

様式第9号 (第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

実施機関

回

保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 84 条及び南島原市個人情報保護法施行条例 (令和 5 年南島原市条例第 4 号) 第 7 条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 84 条の規定 (開示決定等の期限の特例) を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	( 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
事務担当課 (本件連絡先)	部 (局) 課 (内線 : ) (担当者名) 電話番号 : F A X :

様式第10号 (第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

実施機関

回

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 85 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	<p>氏 名： 住 所： 連絡先：</p> <p>法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況  <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生）  <input type="checkbox"/> 成年被後見人  <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者            本人の氏名 _____            本人の住所 _____</p>
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求書</li> <li>・ 移送前に行った行為の概要記録</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>
備考	<p>（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）</p>
事務担当課（本件連絡先）	<p>部（局） 課 （担当者名） （内線： ） 電話番号： F A X：</p>

様

実施機関 回

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	（行政機関の長等）  （連絡先） 部局課名： 担当者名：  所在地：  電話番号
事務担当課（本件連絡先）	部（局） 課 （担当者名） （内線： ） 電話番号： F A X：

様式第12号 (第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

実施機関 回

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますよう、お願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日
事務担当課（本件連絡先）	部（局） 課 （担当者名） （内線： ） 電話番号： F A X：

様式第13号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 回

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますよう、お願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
事務担当課（本件連絡先）	部(局) 課 (担当者名) (内線: ) 電話番号: F A X:

様式第14号 (第10条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(あて先) 実施機関

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名〕

電 話

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

様式第15号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 回

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課（本件連絡先）	部（局） 課 （担当者名） （内線： ） 電話番号： F A X：

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、〔実施機関名〕に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、南島原市を被告として（〔実施機関名〕が被告の代表者となります。）、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第16号 (第12条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(あて先) 実施機関

住 所  
 請求者 氏名  
 (法人その他の団体にあつては、  
 主たる事務所の所在地、名称及  
 び代表者の氏名)  
 電 話

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者  (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

様式第17号（第12条関係）

# 委任状

（代理人）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

## 記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

（注）以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第18号 (第12条関係)

# 委任状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

## 記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前 30 日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様

実施機関

圖

保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 93 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)
事務担当課 (本件連絡先)	部 (局) 課 (担当者名) (内線: ) 電話番号: F A X:

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に [実施機関名] に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定により、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、南島原市を被告として ([実施機関名] が被告の代表者となります)、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

様

実施機関

画

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 93 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
事務担当課（本件連絡先）	部（局） 課 （担当者名） （内線： ） 電話番号： F A X：

（教示）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〔実施機関名〕に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、南島原市を被告として（〔実施機関名〕が被告の代表者となります。）、長崎地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第21号 (第14条関係)

第 号  
年 月 日

様

実施機関 回

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、南島原市個人情報保護法施行条例 (令和5年南島原市条例第4号) 第8条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日 (訂正決定等期限 年 月 日)
延長の理由	
事務担当課 (本件連絡先)	部 (局) 課 (担当者名) (内線 : ) 電話番号 : F A X :

様

実施機関 回

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条及び南島原市個人情報保護法施行条例（令和5年南島原市条例第4号）第15条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務担当課（本件連絡先）	部（局） 課 （担当者名） （内線： ） 電話番号： F A X：

様式第23号 (第16条関係)

第 号  
年 月 日

様

実施機関

回

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 98 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所： 連絡先：  法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所 _____
添付資料等	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）
事務担当課（本件連絡先）	部（局） 課 （担当者名） （内線： ） 電話番号： F A X：

様式第24号 (第16条関係)

第 号  
年 月 日

様

実施機関 回

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について (通知)

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 96 条第 1 項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 部局課名： 担当者名：  所在地：  電話番号
備考	
事務担当課 (本件連絡先)	部 (局) 課 (内線： ) (担当者名) 電話番号： F A X：

様

実施機関

回

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により、訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 をするための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	（訂正内容）  （訂正理由）
事務担当課（本件連絡先）	部（局） 課 （担当者名） （内線： ） 電話番号： F A X：

様式第26号 (第18条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(あて先) 実施機関

住 所  
請求者 氏名  
(法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所の所在地、名称及  
び代表者の氏名)  
電 話

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他( ) ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者( 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他( )
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他( )

様式第27号 (第18条関係)

# 委任状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

## 記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に封しーに限り発行される書類の複写物を添付する。

# 委任状

(代理人) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

## 記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前 30 日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に封しーに限り発行される書類の複写物を添付する。

様

実施機関

圖

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 101 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)
事務担当課 (本件連 絡先)	部 (局) 課 (担当者名) (内線: ) 電話番号: F A X:

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に [実施機関名] に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定により、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、南島原市を被告として ([実施機関名] が被告の代表者となります)、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

様

実施機関

画

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知)

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 101 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこと とした理由	
事務担当課 (本件連絡先)	部 (局) 課 (内線 : ) (担当者名) 電話番号 : F A X :

(教示)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に [実施機関名] に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります)。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の規定により、この決定があったことを知った日から 6 月以内に、南島原市を被告として ([実施機関名] が被告の代表者となります)、長崎地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます (なお、決定があったことを知った日から 6 月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります)。

第 号  
年 月 日

様

実施機関

回

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、南島原市個人情報保護法施行条例（令和5年南島原市条例第4号）第9条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課（本件連絡先）	部（局） 課 （担当者名） （内線： ） 電話番号： F A X：

様式第32号（第21条関係）

第 号  
年 月 日

様

実施機関 回

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条及び南島原市個人情報保護法施行条例（令和5年南島原市条例第4号）第21条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
法第103条の規定 （利用停止決定等の 期限の特例）を適用 する理由	
利用停止決定等をす る期限	年 月 日
事務担当課（本件連 絡先）	部（局） 課 （担当者名） （内線： ） 電話番号： F A X：